

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

②事業者情報

名称：松山市立 堀江保育園	種別： 保育所
代表者氏名：田井 裕美	定員（利用人数）：60名（77名）
所在地：愛媛県松山市堀江町甲 1654-9	TEL 089-978-0356

③実地調査日

平成22年8月26日（木）～27日（金）

④総評

◇特に評価の高い点

平成20年4月から松山市の委託を受け「社会福祉法人福角会」（以下、法人という。）が運営を開始し3年目の保育園である。

地域のニーズを受け止め休日保育、夜8時までの延長保育など新事業を開始するとともに、地域の子育ての核となる保育園を目指し、職員全体が前向きに保育に取り組んでいる。

日々の保育の中にルンルンウォークなど、自然と親しむ保育を中心にしながら、お泊り保育、パン作り、福角保育園との交流保育、県外への社会見学などを実施するなど、一人ひとりを大切に、年齢に応じた発達を保障していく保育に取り組んでいる。また、発達支援の必要な園児に対しては、同法人内の知的障害児通園施設と連携を取りながら積極的な保育に取り組んでいる。

◇改善を求められる点

今回の福祉サービス第三者評価受審にあたり堀江保育園の中・長期計画は策定されているが法人の中・長期計画は策定されておらず、今後法人の中・長期計画のもと組織としての策定が望まれる。ただし、松山市からの委託園のため施設整備についての計画策定は困難なようである。公設民営保育園の今後の課題と思われる。

乳児用のトイレに仕切りがなく、たとえ乳児とはいえプライバシーの保護、人権への配慮を考慮しトイレの個室化が必要と思われる。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受けるにあたり、保育園の年間計画や各種マニュアルなど、新たに見直し、職員に周知していく良い機会になったと思う。

また、保育園の中で組織として整備されていない点、中長期計画など、今まで出来ていなかったことに改めて取り組んでいくことができた。今後のやらなければならないことが明確になったことは良かったと思う。

法人全体の中で保育園の果たすべき役割にも重きを置き、法人の地域福祉への取り組みの一翼を担うべく、福角保育園と共に切磋琢磨し、今後も内容を高めていきたい。

⑥各評価項目にかかる第三者評価結果

(別紙)

評価細目の第三者評価結果

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
	I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
	I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
	I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

理念、基本方針が明文化されホームページ、入園のしおり、園便りに明記されている。ただし松山市の理念、基本方針も基本的には引き継ぎ、双方の理念、基本方針が明記されている。職員に対しては園のしおりや理事会の資料を配付し説明、話し合いが行われ周知されている。また保護者に対しても資料を配付し説明され周知が図られている。

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
	I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
	I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a・Ⓑ・c
	I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
	I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

法人全体の計画が策定されておらず検討中とのことであるが、堀江保育園としての中・長期計画は、策定されたものの課題や問題点など具体的な内容に欠ける。また松山市からの委託園のため施設整備についての計画策定は困難なようである。今後法人の中・長期計画のもと、組織としての策定が望まれる。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c

所見欄

職務分担表に明記されるとともに役割や責任について職員会などで表明されており、毎月開催される当法人内の施設長会、県内外で開催される研修会に参加するなど法令についても周知や検討が行われている。また、職務分担や役割分担で役割を決め、業務の効率化にも努めている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

法人としての経営分析、今後の子どもの人数、特別保育の利用状況など毎月把握し分析するなど改善する課題に取り組んでいる。また当園の財務状況についても職員会で現状が説明されている。
外部監査については外部税理士による監査が実施されている。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	Ⓐ・b・c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	Ⓐ・b・c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>法人の就業規則が整備され規則に基づいた就業が行われている。人事考課については明確な考課基準に基づいて行われ職員にもフィードバックが年2回実施されているが、必要な人材については具体的なプランはあるものの、プランに基づいた人事管理は行われておらず、今後法人全体の人事管理体制の整備が必要と思われる。</p> <p>職員の教育・研修に関する基本姿勢も明示され、職員自体の研修会への参加も前向きな姿勢がうかがえ、それぞれに内容のある研修報告がされている。</p> <p>実習生に対しては積極的に受け入れ、マニュアルも整備されているが、養成校との覚書が取り交わされておらず、今後実習における責任体制を明確にする上からも養成校との話し合いが必要と思われる。</p>

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	Ⓐ・b・c
II-3-(1)-②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	Ⓐ・b・c
II-3-(1)-③	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>危機管理マニュアル、事故防止チェックリスト、安全点検表などが整備され安全管理に努めている。ヒヤリハットの事例についても検討会を開くなど未然防止策を職員全体で検討している。</p>
--

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者地域とのかかわりを大切にしている。	Ⓐ・b・c
II-4-(1)-②	事業所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ・b・c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・Ⓑ・c

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>夏祭りや運動会には地域の方々を招待したり、近くの公園の清掃に参加するなど地域との関わりを大切にしている。保育園と住宅が隣接しており地域に対してのさまざまな配慮がうかがえる。</p> <p>一時保育、休日保育を取り入れるなど地域の福祉ニーズに基づいた事業に取り組んでいる。今後、地域子育て支援センターと連携して園庭開放なども視野に入れている。</p> <p>ボランティアの受け入れについては、マニュアルはあるものの実績はなく今後に期待したい。</p>

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a・Ⓑ・c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>法人の個人情報保護規程が整備され職員に周知するとともに、職員から誓約書を提出させるなど利用者のプライバシー保護に努めている。またホームページや写真の掲示、関係機関への育成記録の開示に関しては保護者からも同意書を得ている。さらに、アンケートや懇談会を開くなど保護者が相談や意見を述べやすい環境作りに配慮している。</p> <p>苦情解決の仕組みについては入園のしおりにも記載・説明がされているものの保護者のアンケートから周知度が低いことが判明し、今後周知が図られるよう再検討が望まれる。</p>

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c

所見欄

保育の細かな手順については文章化されているが、子どもの様子によって対応は各保育士に任されている。

保育計画については立案、実行、評価反省、次への計画の手順で行われ、園長、主任が確認、アドバイスがされている。また記録の管理については規程が整備され管理体制が確立している。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・Ⓑ・c

所見欄

サービスの開始にあたり「入園のしおり」に基づいて説明がされている。ホームページに掲載するとともに、パンフレットを作成し公民館などに置き見学、体験なども随時受け入れている。ただし、保育終了時の相談窓口については現在設置されておらず、今後主任が窓口になるシステムを考慮中であり保護者会などで説明される予定である。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

園長、主任、給食担当者も加わり、入園の面談時に子どもの身体状況や生活状況の聞き取りが行われ、全職員が共通理解のもと受け入れが行われる。
実施計画についてはクラス担任同士が話し合いながら策定し毎月、園長、主任も含め評価・見直しがされている。

A-1 子どもの発達援助**1-(1) 発達援助の基本**

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-③ 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>保育の基本方針に基づいた保育計画が作成され、家庭訪問や保育参観、懇談会で保護者の意向を聞き保育計画に反映されている。また、指導計画は提出日を決め、評価を行い結果に基づいて変更した点を書き加えるなど次につなげている。</p> <p>入園当初は一人ひとりの子どもたちの気持ちに寄り添い、ゆったりした保育がされている。また必要に応じて慣らし保育についても柔軟に対応している。</p>

1-(2) 健康管理・食事

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-③ 歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑥ 子どもの給食内容について、献立の作成・調理の工夫が行われている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑦ 子どもの喫食状況を把握するなどして、保育所給食の向上について体制が整えられている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑧ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑨ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医等からの指示を得て、対応を行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>健康管理マニュアルが整備され一人ひとりに応じた健康管理がされており、感染症に対するマニュアルも細かく整備されている。異常があった場合はすみやかに保護者に連絡できるシステムが確立されている。また健康診断、歯科検診の結果については、保護者一人ひとりに文書で伝達されているにもかかわらずアンケート結果からは十分に保護者に行き届いてない結果になり、伝達方法について検討が必要と思われる。</p> <p>献立については松山市保育課配付の献立をもとに旬の食材を複数使用したり、行事食なども取り入れている。また、離乳食は家庭の意向に添い、子どもの発達に合わせ無理なく進めている。また強化磁器食器を使用するなど食器への安全性にも考慮されている。</p>

日々の献立サンプルを展示し、3歳以上児・未満児別の食量も把握できるようになっている。給食担当者が各保育室で子どもたちと給食を共にし、残食を確認するなど今後の調理法や食材の変更などに役立っている。

アレルギー疾患の子どもに対しては主治医からの指示書に基づいて除去食を提供している。

医師の指示書は6ヶ月～1年ごとに提出してもらいその都度、園長、主任、担任、給食担当者で対応が検討されている。朝礼時にはアレルギー児の除去食メニューが給食担当者から報告があり、除去食用の配膳盆を使用するなど確認が徹底されている。

1- (3) 保育環境

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 子どもが心地よく過ごすことができる環境を整備している。	Ⓐ・b・c
A-1-(3)-② 生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

遮光カーテンの使用、室内の温度、湿度を確認し状況に応じて除湿、換気、温度調節を行うなど子どもたちが心地よく、快適に過ごすことができる環境が整備されている。

月1回の安全点検日を設け、衛生的で安全な環境が整えられている。

1- (4) 保育内容

	第三者評価結果
A-1-(4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-④ 身近な自然や社会とかかわれるような取組がなされている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-⑪ 障害児や気になる子どもの保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c

所見欄

子どもの気持ちに寄り添い受容しながら一人ひとりに応じた言葉かけや、援助が行われている。また各保育室にコーナーが用意され、玩具や製作の素材や道具など子どもたちが自由に使えるよう配慮がされている。

海が近いためか園庭に蟹やふな虫が入ってきたり、園庭の木に止まるセミを取るなど自然を身近に感じ取ることができる。さらに給食当番活動など、子どもたちが主体的に取り組む様子も見受けられた。

長時間保育に関しても、18時におやつ、19時には夕食が提供されている。

発達支援の必要な園児に対しては個別の計画・経過記録があり配慮事項など全職員が周知し保育にあたっている。また同法人内の知的障害児通園施設の職員と連携し、定期的に勉強会を実施するなど、積極的な保育に取り組んでいる。

乳児用トイレに囲いがなく人権に配慮する上からもトイレの個室化が望まれる。

A-2 子育て支援

2-(1) 入所児童の保護者の育児支援

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	㉠・b・c
A-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	㉠・b・c
A-2-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	㉠・b・c
A-2-(1)-④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	㉠・b・c
A-2-(1)-⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	㉠・b・c

所見欄

日々の送迎時に子どもの様子や園の情報を知らせるなど保護者との情報交換が行われている。参観日や懇談会の実施、意見箱なども設置し保護者の要望に応じている。

虐待に関しては、対応マニュアルを基に勉強会を開催したり研修会にも参加している。またマニュアルには関係機関の連絡先も記載され、虐待発見時には早急に対応できる体制が整っている。

職員自身があらゆる機会を通じて、子どもをよく観察する習慣を身につけるようにしている。また必要に応じて主任児童員、保健センターとも連携が取れるようになっている。

2-(2) 一時保育

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	㉠・b・c

所見欄

一時保育の保育室があり、担当保育士が2名配置され、通常保育児と一緒に散歩に出かけるなど、年齢の近いクラスの保育に入れて、子どもの心身の状態を考慮した保育がされている。

A-3 安全・事故防止

3-(1) 安全・事故防止

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	①・b・c
A-3-(1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	①・b・c
A-3-(1)-③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	①・b・c
A-3-(1)-④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	①・b・c
A-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	①・b・c

所見欄

危機管理マニュアル、衛生管理マニュアルが整備され勉強会なども開催され事故防止に取組み、ヒヤリハットなどで事故の未然防止解決策につながる話し合いもされている。また、調理場、水周りの衛生管理はチェックリストを基に日々チェックが行われている。さらに事故防止のチェックと安全点検を行い、事故の未然防止策が全職員で話し合われている。

毎月の避難訓練や年に1度総合防火訓練も行われ、不審者の侵入に関してもマニュアルが整備され勉強会、訓練を行い全職員に周知されている。